

令和4年11月28日

利府町議会議長 吉岡 伸二郎 殿

議会活性化特別委員会
委員長 鈴木 忠美



委員会調査報告書

本委員会において調査した事件について、利府町議会会議規則第72条の規定により、別紙のとおり報告します。



議会活性化特別委員会調査報告書

1 調査事件

「継続的な議会改革の実施」

2 調査期間

令和元年12月から令和4年10月まで

3 調査活動（議員報酬、議員定数について検討した期日のみ記載）

令和元年12月20日 特別委員会設置

令和2年 1月28日 研究項目の決定

第1分科会 議会基本条例の検討、開かれた議会運営

第2分科会 継続的な議会改革、議会のICT化の推進

3月26日 各分科会の進捗状況確認



※第2分科会内で「議会ICT」と並行して協議・検討

令和3年 7月21日 各分科会の進捗状況確認

7月29日 『りふ議会だより183号（令和3年6月定例会号）』
で町民アンケートを実施。



※第2分科会内で「議会ICT」と並行して協議・検討

令和4年 1月28日 『りふ議会だより184号（令和3年12月定例会号）』
で町民アンケートを実施

3月24日 各分科会の進捗状況確認。議員定数及び議員報酬の見直しについては、以降委員会において調査することを決定

4月13日 アンケート結果を報告。議員定数・議員報酬のあり方について、現状におけるこれまでの課題等を確認

4月28日 アンケート結果の検証。今後の会議のスケジュールを確認。議員からの意見聴取の検討

5月18日 議員定数・議員報酬に対する議員意見の確認を行い、委員会において協議

6月 1日 議員定数に対するメリット、デメリット（議員アンケートより）、議員定数を見直したことによる効果の検証

- 6月15日 議員定数に関する今後の検討内容について、委員会案としての方向性を提案。(参考事例：山形県庄内町議会)
- 7月 6日 議員定数における議会・委員会活動の問題点の検証
(参考事例：大郷町議会)
- 7月12日 全議員に委員会の方向性を報告(議員定数)
- 7月27日 議員定数の見直しを考える目的、定数見直しの根拠、妥当性を確認。定数の見直し時期も含めた今後の予定を協議
- 7月29日 『りふ議会だより186号(令和4年6月定例会号)』で町民アンケートを実施。
- 8月31日 議員定数の見直し案について議員全員協議会に報告するための内容を確認。議員報酬の見直しに対する考え方等、議員のなり手不足の解消策を協議
- 9月 1日 議員全員協議会において議員定数の見直し案を報告
- 9月22日 議員報酬の見直しについて、これまでの現状の課題の把握、財政規模の類似団体や他自治体との比較により、委員会案としての方向性を協議
- 10月12日 議員報酬の算定根拠、方向性を協議し、見直し案を確認
- 11月10日 議員報酬の見直し案について、議員全員協議会に報告するための内容を確認
- 11月14日 議員全員協議会において議員報酬の見直し案を報告

4 調査概要

(1) 調査の背景

これまで町民の意思を町政に反映することを目的として、議会活性化を推進するための委員会を立ち上げ、議論を重ねてきた。議員定数、議員報酬の問題については、平成28年3月から平成29年9月までの期間に「議員定数、議員報酬等調査特別委員会」で検討され、現状における課題や将来の議会のあり方などを見据え、方向性を示したところである。しかし、直近の町議会選挙における投票率の低下(表1)や町民の議会への関心が薄いことなど、全国的に議員定数の削減が多く叫ばれる中で、議員のなり手不足の解消、若手、女性の政治参画の推進など喫緊の課題であることを重要視し、本委員会においても、前回の検討に引き続き調査研究を継続することにより、議会の活性化と町民に開かれた議会、町民に信頼される議会づくりを進めることを目的として検討してきた。

これらを踏まえ、委員会の研究テーマとして挙げられた項目の一つが「継続的な議会改革の実施」であり、人口減少、少子高齢化が進む社会情勢の中で、地域の問題に

取り組むべき議会の役割は大きく、今後の議員のなり手不足等を深刻な課題と受け止め、早急に議論が必要であることから、本委員会においても調査、検討を進めることとした。

過去の本町選挙結果（表1）

| 任 期 | 議員定数 | 立候補者数 | 投票率 | 新人候補者数 |
|-----------------------|------|-------|--------|--------|
| H15. 4. 30～H19. 4. 29 | 22 人 | — | — | — |
| H19. 4. 30～H23. 9. 10 | 20 人 | 27 人 | 55.94% | 8 人 |
| H23. 9. 11～H27. 9. 10 | 18 人 | 22 人 | 50.44% | 6 人 |
| H27. 9. 11～R1. 9. 10 | 18 人 | 19 人 | 43.30% | 2 人 |
| R1. 9. 11～ | 18 人 | 19 人 | 38.71% | 2 人 |

※定数削減となった平成19年度以降の改選期における立候補者等を記載

（2）調査項目の論点

「継続的な議会改革の実施」において、次の2点について議論を行った。

- ① 議員定数の見直し
- ② 議員報酬の見直し

前回の「議員定数、議員報酬等調査特別委員会」において、①、②の両項目については報告されており（平成29年6月定例会報告）、定数については「現状18名を維持」、議員報酬については当時の議員報酬額から「41,000円の増額」との意見が提出された。

本テーマについては、令和元年12月に設置された「議会活性化特別委員会」で調査案件ごとに検討を進める第2分科会で議論され、具体的な検討を進めるにあたり本委員会で調査を引き継ぎ、議論を進めることとした。議論の中では、利府町特別職給料等審議会からの答申（令和元年5月）で示された内容を踏まえ、前回の委員会意見を基本として検討を重ね、若手、女性の議会参画の推進や議員のなり手不足の解消などを目指すため、他自治体との比較、町民へのアンケート調査などを踏まえ、委員会による検討を行った。

（3）議員定数について

ア）委員間討議内容

本委員会では、当初議員定数と議員報酬の両項目を取り上げ、多方面からの視点により本町議会が町の行財政を運営していく中でどういう位置づけであるべきか、議会に課せられた役割の重要性を再認識しながら検討を進めてきたが、議論の進め方として、将来に対する課題解決に向けた「議員定数」を最初に検討すべきとの委員間によ

る意見により、討議を行った。

議員定数に対する主な意見としては「現状維持」又は「削減」があり、「増員」の意見は無かった。結果については表2のとおりである。現状維持の意見では、本町の人口増を見込んだ民意の反映への影響や、議員が削減されたことによる委員会活動への負担が挙げられ、削減に対する意見としては、議会広報で取り上げた町民に対するアンケートの回答結果（資料1参照）や今後の議会活性化を進める上で、議員定数の削減検討が必要であることが挙げられた。

議員定数に対する委員間意見（表2）

| 現状維持 | 削減 |
|---|--|
| <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現常任委員会数が3で、委員数が各6人であれば、18人が適正である。 ●定数を減らすと委員会活動に支障が出る。 ●本町は著しく人口減少する自治体ではなく、多種多様な人材を登用するためにも維持すべき。 ●将来の人口増加を目指すのであれば、現在は状況を見極めるべき。 ●削減は議会の弱体化を招き、現在の定数維持が望ましい。 | <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住民アンケート結果のとおり減らすべき。町民から活動が見えない議員もいる。 ●前回の選挙に対する町民の意見もあり、削減を考えるべき。 ●人口3万人以上の全国町村の議員定数と比較し、定数を見直すべき。 ●前回の投票率のこともあり、住民に関心を持って投票してもらうためにも委員会が維持できる人数で削減すべき。 ●給料等審議会からの答申より、近隣の人口規模等で議員定数を検討願うとの意見があり、重く受け止めるべき。町民の声からも同様の意見がある。 |

その他の意見として、「議会を運営するためにはどれくらいが適正であるのかを検討しなければ、定数の議論を進めるべきではない」との意見もあり、これらの委員間討議の中では、本委員会以外の議員からも議員定数に対するメリット、デメリットについて回答を受け、意見の確認を委員全員で行っており、それらの検証を踏まえた上で委員会により議論を行った。

イ) 議員意見、町民アンケートを踏まえて

ア) において、各委員より議員定数の見直しを考えた場合の意見を記載した。委員会所属以外の議員からの意見も参考にしながら、議員定数を「現状維持」又は「削減」した場合の将来における議会運営に対する効果を検証した。各委員からの意見については次のとおりである。

現状の定数（18人）による将来の議会運営

⇒ 「議員なり手不足等の解決につなげるには」

- 「18人」であることで委員会構成が今はベストであり、少ないと委員会としての機能が無くなっていく。例えば欠員、欠席の場合に活動ができるのか。活性化するのは確かではあるが、現状が一番いいと思う。
- コロナ禍で議会報告会等が開催できていないが、以前のおおりに戻れば町民に歩み寄り、議員活動の「見える化」としていろいろな手段で町民との交流が可能になっていく。18人で地域にという意識もあり、ある程度の数は必要。
- 所管事務調査を行う常任委員会では利府町の場合、委員長の権限ではなく委員の多数派で決めていくというのがある。そのため委員長を抜いて5人で進めていくという各6人が一番いい。定数を削減し常任委員会を2つにするという考え方もあるが、行政の全てのうち一人で半分を確認していくというのは困難である。議会活動の「見える化」をするためにも、常任委員会で所管事務調査をしながら議員が各々働いていくのが努めであり、定数を減らしただけが見えてくるような議会の見える化活動というのは少し違うと感じる。

定数を削減（17人以下）した場合の効果

⇒ 「委員会に付託された内容をどう捉えるか」

- 5人の常任委員会で十分機能する。しっかりと働ける議員像というのを見せることが大事である。地域ではなく町全体を動かすのが町議会議員であるから、今よりも少なくすることができる。
- 前回答申をいただいた給料等審議委員会には住民の代表もおり、重んじなければいけないと思う。議会だよりによる町民アンケートでも削減に対する声はかなり多く、前回の選挙結果を受けても議員の中でしっかり考えていかなければいけないと思う。
- この町はまだまだ発展していく可能性があるが、前回の選挙では定数割れの可能性があった。この議論を進めて定数が18人のままとなり、次回でも定数割れとなる可能性があるのであれば削減という考えも必要である。
- 今回の町民アンケートで定数に関しては厳しい意見があった。人口3万人以上の自治体でも2つの常任委員会で運営している自治体が大分あり、できないものではないと思う。

ウ) 他自治体の事例、比較

【事例①】大郷町（令和5年9月より定数減。14人→12人）

議会からの請願があり定数減を検討。議会では二度否決となったが、住民の声として再度取り上げ、議会改革の課題の一つとして検討。住民からは「定数維持」の意見もあったが「削減」の声が多く、議員の活動が見えないことも要因であると捉えている。

【事例②】 山形県庄内町（令和4年6月より定数減。16人→14人）】

前回の選挙において議員定数16人に対し立候補者15人となり定数割れとなった。その後、町議会では「議員なり手不足解消調査特別委員会」を設置し、町民を交えたワークショップの開催や定数割れの背景の分析等を行い、立候補者を増やす環境づくりを進めた。（資料2参照）

他自治体の事例を踏まえ、議員定数における議会、委員会活動の問題点は何か議論を行った。その中で類似団体別市町村財政指数が本町と同じV-2であり、人口3万人以上の自治体と比較を行なった結果、全国50以上の自治体があり、その平均議員定数が15.6人であった（資料3参照）。関西、九州では14人以下である議会も少なくなく、本町の議会を運営していく上で議員定数が全国的に比較して多いことが分かった。

委員会活動においても、現在総務企画常任委員会が5人で活動しており、他の委員会においても5人による運営で問題が無いのではないかという意見があった。ただ一方で所管事務調査の範囲が部制となったことによる、今後の委員会活動範囲の検討が新たに必要であるとの意見もあり、議会活動、委員会活動を十分に行っていく人数が減数とすることで適正なのか、一委員会5人と考えた時に委員長を除いた4人で運営上支障が無いかという意見もあった。

町民からのアンケートに対する回答においても、全体の7割の意見が定数減とするべきとの声であるが、実際の全体の回答が79件であることを民意としてどのように捉えるべきか、という意見もあった。

エ) 検討根拠

本委員会では改めて、議員定数の見直しを考える目的を整理し、1つは投票率の低下や議員のなり手不足等の課題が深刻化していることを取り上げ、「継続的な議会改革」を進めること、もう1つは前回の委員会の調査等で決定した内容に対する答申において「継続した定数検討の必要性」であることを確認した。その結果、議員定数の見直しを考える上で、次の点を要因とした。

① 町民アンケートによる結果

令和3年7月29日に発行した『りふ議会だより183号』によるアンケートを実施し、議員定数に対し全体の7割の町民が「多い」と回答。回答数が79人ではあるが、町民の声として非常に重要であると捉えるべきであり、真摯に受け止める必要がある。

② 人口3万人以上の本町類似団体による比較

全国における本町との類似団体の議員の平均定数は15.6人となっており、議会改革を進めて行くうえでも議会運営が可能であると判断。

③ 総務企画、産業建設、教育民生の各常任委員会の5名による構成

現在においても総務企画常任委員会が5名で委員会活動を行っており、これまでもにおいても支障はなく、今後は各委員会においても同様の活動は可能である。

オ) 委員会討議結果

上記の議論、検証等を踏まえ、来期（令和5年9月）からの議員定数を「18人」から「16人」（現定数から2名減）とすべきである。

※なお、利府町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（案）については別紙のとおり。**（資料4参照）**

カ) 削減とした理由

本町の定数については、議会の活性化を図り、町内に住む若手、女性の議会への参加を推進するために検討を重ねてきた。定数についてはこれまでの投票率の低下も含め、昨今の議員の削減や町民からの声等を重く受け止め、削減との意見となった。また削減数については、議会広報常任委員会を除いた各常任委員会（総務企画、産業建設、教育民生）を運営できる定数を5名とした15名に、議長を加えた16名で議会を運営するべきと考え、2名の減とした。

(4) 議員報酬について

ア) 委員間討議内容

議員報酬については、利府町特別職給料等審議会の審議を必要とすることから、本委員会においても意見をまとめる上で、前回に引き続きとなる報酬の見直しの必要性や議員報酬を検討する際の算定根拠の重要性が委員の中でも問われた。議員定数と議員報酬についての関連性は委員会の中でも確認はされているが、「あくまでも考え方は別」であることを本委員会の中で共通認識を図り、議員定数に対する課題を浮き彫りして、委員会の結論をまずは確定させた後に議員報酬の討論を行った。委員による意見については以下のとおり。

議員報酬に対する委員間意見

- 報酬と定数は別々のものではあるが、「定数削減」と合わせて報酬の見直し案を提案していかないと、活性化としての議論の機会がなくなってしまう。
- 「定数削減するから報酬増額をする」という考えは別であるべき。改選期というのは一つの機会になるが、議論に時間をかけても機会を失うということにはならないと思う。なり手不足問題を考えていくと子育て世帯を手厚くしたく、一年間の議論では到達はできない。しっかりと考え、定数不足、立候補者不足というのも含めて若い人が入って来られるような報酬体系を作りたい。

- 約一年後に改選があるが、この委員会での結論を出して議長に報告し、審議会に検討してもらうよう依頼する。それが必ずしも任期改選の日ではなく、半年、一年遅れるのは構わないのではないか。ただ委員会の結論として提言までしなければいけないと思う。
- 議員定数と議員報酬と一緒に検討しなければ、なり手不足を考える上で説得力が無い。まずは報酬を増額するか、維持するかの方角性を決めるべきであるが、なり手がいないのは報酬も大きな要因と考えていかなければいけない。
- 今回の目的である「投票率の低下」と「議員のなり手不足」に対する解消策の中で、子育てをしながら生活できる報酬になっているのかどうか。共働きというのが今の男女共生の社会であり、家族の生活を見れるような体制にしていくということも委員会として考えていかなければいけない。本来は両方やらなければいけないことを説明するような委員会であり議会でなければならない。

イ) 議員、町民アンケートを踏まえて

議員報酬については、議員定数と同様に『りふ議会だより』でアンケート調査を行い、75名から回答を得た（資料2参照）。その中で、報酬額について「適当」と答えた方が35人（46.7%）であり、「低い」が24人（32.0%）、「高い」が16人（21.3%）であった。主な意見として、「算定根拠が不明である」「報酬額が低いと若い人が立候補しにくい」「定数を減らして報酬を上げるべき」などが挙げられ、委員会においてもなり手不足の解消につなげるための報酬額の見直しの必要性について意見が出された。その一方で、委員以外の議員からは今期報酬上がったことにも触れ、次の報酬額の見直しについては時間をかけるべき、との意見もあった。結果については表3のとおり。

議員報酬に対する議員意見（表3）

| 現状維持 | 増額 |
|---|---|
| <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●報酬額を上げたばかりである。 ●前回の委員会で議論し、審議会で決まった内容であり、毎期の報酬見直しの議論をするのはどうか。 ●条例を改正して3年であり、再度の改正には早すぎる。 | <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●財政規模の類似団体や人口、面積規模で比較するのが妥当。 ●定数と同様に全国町村の同規模の自治体と比較して見直すべき。 ●若い候補者が議員に挑戦できるような体制にしたい。 ●子育て世代による議員のなり手不足の原因の一つとして報酬の低さがある。 ●前回の委員会案の報酬額に対する答申において定数の検討についても示された。若者のなり手不足解消のためには引き上げが必要である。 |

ウ) 算定根拠

議員報酬については報酬額の根拠となる算定基準が重要であるとの意見が委員会でも議論となった。そのため、前回の委員会で示された根拠についての検証を行うこととした。

①首長の給料に対する3分の1

議員報酬の町村長給料に対する割合を参考としたが、昭和53年モデルとして示された「首長の給料月額額の30～31%」の基準が当時の平均値であった。議会活動、議員活動については当時の集計上、首長の給料を基準とすることは、今回新たに全国町村議長会から示された基準（令和4年モデル）とも合致することから、前回の基準を継承することとする（資料5参照）。

$$\begin{aligned} \text{○町長の給料月額より} & 811,300 \text{円} \times 1/3 = 270,433.3 \dots \\ & \Rightarrow \underline{26 \text{万} \sim 28 \text{万}} \end{aligned}$$

②他自治体との比較

全国の町村議会実態調査（H28）では人口2万人以上の自治体の議員報酬平均を参考としていたが、今回は3万人以上で財政規模の類似団体を参考とすることにより、本町とより近い規模の自治体との比較を行った（資料3参照）。また現在の議員報酬額を県内町村の類似団体等との比較については別紙のとおり（資料6参照）。

- ・ 県内類似団体との比較 6番目中、下から4番目
- ・ 県内町村との比較 21町村中、下から11番目

$$\begin{aligned} \text{○全国の人口3万人以上の自治体の議員報酬平均} & 280,688 \text{円} \\ & \Rightarrow \underline{27 \text{万} \sim 29 \text{万}} \end{aligned}$$

エ) 委員会討議結果

上記の議論、検証等を踏まえ、前回の委員会意見を参考とし、比較対象を現在の状況に合わせた上で、本町と人口、財政状況が同規模である全国の町村の平均値を参考とし、議員報酬額を「月額28万円」とすべきである。

また議長、副議長の報酬についても前々回（標準額22万9千円）から同程度の増額が妥当であると考え、常任委員会及び議会運営委員会の委員長報酬については、今後の委員会活動の活性化に加え、議長の代理公務の増加や特別委員会の議事運営等もあることから、これまで議員の報酬に対して3千円の加算であったことに対して、5千円の加算とすることとした。

詳細については表4のとおり。

議員報酬一覧（表4）

| 区分 | H29の 報酬額 (A) | 現在の 報酬額 (B) | 委員会 算定額 (C) | H29報酬額 との比較 (C)-(A) | 現報酬額 との比較 (C)-(B) |
|-----|--------------------|-------------------|-------------------|---------------------------|-------------------------|
| 議長 | 298,000円 | 331,000円 | 349,000円 | 51,000円 | 18,000円 |
| 副議長 | 243,000円 | 274,000円 | 294,000円 | 51,000円 | 20,000円 |
| 委員長 | 232,000円 | 253,000円 | 285,000円 | 53,000円 | 32,000円 |
| 議員 | 229,000円 | 250,000円 | 280,000円 | 51,000円 | 30,000円 |

オ) 増額とした理由

前回の報酬案については定数を維持した状態で検討を行ったが、議会運営全体の活性化や議員のなり手不足への解決を考え、議員定数を削減した委員会案を検討した上で、議員報酬については増額とした。増額の根拠として、前回の検討根拠に加え現在の類似自治体との比較を行い、その平均値である「28万円」を議員の月額報酬とした。

委員長に対して加算を行ったが、これについてはコロナ禍により議長の代理、委員会代表による会議への出席など、委員長としての公務が多くなったことから5千円の加算とした。なお、全国議長会の令和4年モデルにおいて委員長の標準の報酬割合が「議員×1.03」となっているため、その範囲内による引き上げ額としている。

カ) その他

議員報酬の見直しにより、令和4年度当初予算との比較を行った結果、(3)の定数削減にしたことへの影響も含め、約79万2千円の減額となる見込みである。

5 まとめ

本特別委員会は令和元年12月に設置され、5つの基本方針により町民の信頼に込められる議会を構築していくための方策について、これまで調査、検討を行ってきた。コロナ禍により議会報告会の開催ができず、調査方法が限られたものとなったが、前期の委員会で検討された調査を引き続き調査項目として継続し、委員間討議や全議員からの意向、町民に対する『りふ議会だより』を活用したアンケート調査による回答など、他自治体事例の把握もしながら慎重に検討を進めてきた。

参考とした資料として、令和4年2月に全国町村議会議長会から示された『議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き』を活用し、本町との財政規模の類似自治体の概要や他自治体の事例との比較しながら、本委員会における意見の方向性の集約に努めた。

議員定数については、当初「現状維持」、「削減」の意見が拮抗したが、委員間による議論を深め、議会の活性化を加速させることや同規模の他自治体が本町の議員数よりも少ない人数で議会運営等を円滑に進めていることを確認した。このことから、本議会においても議員定数を削減し、町民に対して「開かれた議会」となるように意識をより高めていく必要がある。

議員報酬については、町民のアンケートにおいて「増額」の声は大半ではなかったものの、若手、女性の議会への参画を後押しするためにも、増額の検討はするべきと考えた。定数削減となった場合、議員一人一人の役割がさらに大きく、重要なものとなることから、全国の本町類似自治体との平均に合わせた報酬額とした。

本委員会において議員定数、議員報酬の見直しを行ったが、それに加え、議会基本条例の制定をはじめ、議員報酬の特例条例（議会活動を欠席した場合の減額規定）、会議規則の改正（妊娠、出産等の議会活動規定）、議会ICTの導入など、次の世代に繋げられるよう議会活性化を実現していくために多方面から検討を重ねてきた。今後、議会活動、議員活動が町民に身近なものとして「見える化」が進むことにより、町民がその活動を知ることができ、将来の議員のなり手の育成につなげられるよう、引き続き議会活性化の検討を進めることとする。